秋田県告示第１０６号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、その指定を解除するので、同法第７条第６項において準用する同条第４項及び同法第９条第９項において準用する同条第４項に基づき公示する。

令和８年２月27日

秋田県知事　鈴　木　健　太

告示年月日及び告示番号		区　域　名	区　　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
令和元年11月５日	第257号	上の沢川	雄勝郡東成瀬村岩井川字上野及び東村（次の図のとおり）	土石流

指定時の図面である「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県雄勝地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。